

令和4年度第1回習志野市子ども・子育て会議 会議録

1 日 時 令和4年12月27日（火）午後5時から午後7時

2 開催場所 市庁舎3階大会議室

3 出席者（敬称略）

【会長】 千葉経済大学短期大学部 上村 麻郁

【副会長】 淑徳大学看護栄養学部 鈴木 茜

【委員】 千葉大学教育学部 真鍋 健

市立こども園 荒井 喜美江

私立保育園 川端 小夜子

習志野市保育所・こども園保護者会連絡会 黒木 秀一

習志野市学童保育連絡協議会 桃原 薫

習志野市PTA連絡協議会 江口 麻衣子

公募委員 横山 智子

習志野市民生委員・児童委員協議会 福井 りえ

<欠席委員5名>

【職員】 こども部 部長 小平 修、次長 相澤 慶一

こども保育課 主幹 家弓 樹也、主幹 松田 裕美

係長 石川 由美、係長 平岡 真由美

子育て支援課 課長 奥井 菜摘子

児童育成課 課長 仁王 俊明、主幹 上野 智子

ひまわり発達相談センター 主任指導員 清水 郁乃

健康支援課 主幹 児玉 紀久子、係長 堂前 幸子

社会教育課 課長 越川 智子、係長 山田 展子

【事務局】 こども政策課 主幹 新井 理香

係長 石橋 寛、係長 松本 大輔

副主査 鈴木 真理子、副主査 清水 隆之

【傍聴人】 2名

4 議題

第1 会長の選出

第2 副会長の選出

第3 会議の公開

第4 会議録の作成等

第5 会議録署名委員の指名

第6 協議

- (1) 習志野市子ども・子育て支援事業計画の令和3年度実績評価について
- (2) 習志野市子ども・子育て支援事業の中間見直しについて

第7 その他（事務連絡等）

5 会議資料

- 資料1 習志野市子ども・子育て会議委員名簿
- 資料2 令和3年度教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の実施状況 概要版
- 資料3 令和3年度教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の実施状況
- 資料4 習志野市子ども・子育て支援事業計画実績表【令和3年度】
- 資料5 習志野市子ども・子育て支援事業計画に定めた重点事業に係る評価指標の状況
- 資料6 習志野市子ども・子育て支援事業計画の中間見直しについて

6 議事内容

第1 会長の選出

委員の互選（指名推選）により、上村 麻郁 委員に決定した。

第2 副会長の選出

委員の互選（会長一任）により、鈴木 茜 委員に決定した。

第3 会議の公開

原則公開としたうえで、内容により公開・非公開の判断が必要となった際は、その都度、議決することに決定した。

第4 会議録の作成等

要点筆記とし、会議名・開催日時・開催場所・出席者氏名・審議事項・会議内容・発言委員名及び所管課名を記載のうえ、市ホームページ及び市役所グランドフロアの情報公開コーナーにおいて公表することを決定した。

第5 会議録署名委員の指名

会議録署名委員に、真鍋 健 委員及び荒井 喜美江 委員を指名し、決定した。

第6 協議

- (1) 習志野市子ども・子育て支援事業計画の令和3年度実績評価について

【こども政策課主幹 新井】

資料2から5に基づき、令和3年度実績評価について報告。

【上村 麻郁会長】

ただいまの説明に対して意見や質問はあるか。

【黒木 秀一委員】

まず、現在、保育所における児童虐待が社会的な問題になっているが、習志野市においては、これまで虐待に対してどのような対応をしてきたのか。保護者等からの通報はあったのか伺う。

2点目、保育施設への補助金が目的以外に利用されていた報道もあった。そのような事がおきないように市が訪問指導されていると思うが、その監査内容を具体的にお聞きしたい。

3点目、C O O本大久保保育園には、2ヶ月に1度訪問指導すると令和3年度の目標に設定されていたが、実際の頻度等も教えていただければ、保護者の安心に繋がると思う。

【子育て支援課長 奥井】

在宅での児童虐待への対応についてお答えする。

児童福祉法第25条の2に基づく要保護児童対策地域協議会を設置しており、関係機関と定期的に会議を重ね、それぞれの家庭を支援している。

令和3年度における市内の児童虐待の認知件数は545件であり、そのうち新規対応件数が285件であった。新規対応件数のうち、近隣住民からの通告が25件、家族・親戚からの通告が22件、本人からの申し出が1件であった。その他は、児童相談所や市の他部署から虐待が疑われる通報を受け、訪問したものである。

また、令和3年度は、「習志野市児童虐待防止のための通告及び安全確認等への対応指針」を定め、虐待が疑われる場合の通告について明文化するとともに、学校の教職員も含めた全職員を対象に研修を行ったところである。

【黒木 秀一委員】

保育所等における事例はないのか。

【こども政策課主幹 新井】

保育所等の認可権者である千葉県が実施する社会福祉施設等に対する指導監査において、虐待に関する項目の中で、保管書類や保育記録等を確認し、問題があれば指導などを行っている。

また、市としては、子ども・子育て支援法に規定される特定教育・保育施設に

係る確認指導等となるが、こども政策課において、各施設を定期的に訪問し、補助金の使途や保育中の虐待・重大事故の確認、また、国県からの通知を紹介しながら、保育の質を守るための助言等を行っている。さらに、安心・安全な保育所運営をするために、こども保育課が各施設を定期的に巡回し、保育中のヒヤリハットや施設長等からの相談などにも応じており、内容はしっかりとこども部内で情報共有している。

ＣＯＯ本大久保保育園については、施設長が替わったことで、不安に思う保護者もいることから、特に注力している。

【上村 麻郁会長】

黒木委員の質問は、保育所等において虐待等の通告があったかの確認であったと思う。そういうことがないように巡回しているとの回答であったが、定期的な監査だけではなく、疑わしい案件を含めて、通告があったのか。

【こども保育課主幹 松田】

近隣の方等から、職員が「そこを走らないで」と大きな声を出しているという通報はあった。そのような通報を受けた際は、その都度、当該施設の施設長に電話したり、必要に応じて訪問したりして確認しているが、今現在、虐待としての通報・通告等はないと把握している。

ご心配の他自治体における保育所施設等での虐待事例については、私どもにとっても、とても衝撃的なニュースであった。市としても各施設に注意喚起をするとともに、先日、各施設長等を招いての研修会を開催し、不適切保育、虐待、子どもの人権擁護について、改めて周知した。

【黒木 秀一委員】

待機児童解消に向けて、私立保育所等の新規開設等も進んでいると思う。市が選定した事業者を定期的に監査や指導等することで他の保育所等との差がなくなり、より安心して預けられると思ったので質問をした。

【真鍋 健委員】

保育中における虐待の予防や虐待があったときの対応を考えると、どのような事後対応をするかも重要なことのひとつだと思うが、子どもを中心に、保育者と保護者がいつもどのように遊んでいるか、今日は何をしたか等の声を交わし合うことも重要である。そういったポジティブな部分を底上げしていく中で、なるべくネガティブな虐待の問題もないように、包括的な対応が必要と考える。

その点で考えたときに、保護者との連絡機能を備えた情報システムは、イベントスケジュール等を確認できる連絡用のシステムなのか、または、保育者と保護者で子どもの様子をお互いに交換し合えるシステムなのか。

【こども保育課主幹 松田】

ICTについては、今年度の10月に導入し、現在は子どもの欠席連絡などに限定し使用している。今後は、連絡帳機能を含めて機能を拡大し、子どもの様子をお知らせできるよう検討している。

【真鍋 健委員】

ICTは今すごく発展しているため、今回、導入した成果をどこかのタイミングで確認し、またその発展を目指していけば、子どもを中心とした、関係者が一緒に子どもたちを支える保育に繋がっていくと思う。

ICTの力はすごく強いので、また別の段階のスタート地点だと思うが、ぜひ引き続き検討していただきたい。

【荒井 喜美江委員】

ICTについて補足させていただく。

10月から東習志野こども園でも導入し、今現在は、欠席・遅刻の連絡のみを朝決められた時間までに保護者に入力していただき、施設で9時30分を目安に確認し、各クラスにお知らせする形をとっている。これまでの欠席連絡は、電話での連絡が主であったため、朝の時間に一気に集中してしまい、繋がらない可能性もあったが、保護者の都合のよい時間に入力できるようになったことで、保護者の負担軽減に繋がったと思われる。また、園だよりや保健だより、食べ物だよりなどの紙ベースで配布していた手紙もアプリを通しての発信となったことで、保護者はタイムリーにご覧いただけるようになった。今後は、紙ベースでやり取りしていた連絡帳などもアプリを利用することで、情報発信や保護者の負担軽減に努めていきたい。

【上村 麻郁会長】

ICTの導入は、現場の負担が非常に減るとともに、若い世代は使い慣れているため手書きよりスムーズかと思うが、あくまで一つのツールである。目を見て話すことも含めて、人に関わるのが教育や保育である。何事もバランスだと思うので、これから発展して、さらに良いものになることを期待したい。

私からも1点お伺いしたい。ショートステイの利用ができないことは、状況が状況であり致し方ないと思う。

ただ、施設側の状況はよくわかっており、外からの受け入れは非常に厳しい現状であるが、いつまでもこの状態では、本当にショートステイを利用したい保護者、子どもにとってもよくはないと思う。ご存知の通り、児童相談所の一時保護所も満杯であり、何か代わりとなる方策を検討していただければと思うが、できるかどうかは別にして、案があれば、ぜひ教えていただきたい。

【子育て支援課長 奥井】

これまで本市には宿泊する子どもの施設がなく、毎年、八千代市にある乳児院「ほうゆうベビーホーム」と委託契約している。ご利用になる方はひとり親で、例えば、保護者のほうが入院する、行政手続きに赴く等の際に利用があった。

コロナ禍になり、施設より受け入れできない旨の連絡があり、受託再開について定期的に確認しているが、感染症対策で受け入れできないと言われてしまえば、それ以上は難しい状況ではある。

また、市のショートステイ事業において、市が里親と利用希望者のマッチングを行うことで、里親が受け入れできるように国の制度改正がされ、県も今動いている。市でも、市内で活躍していただける里親を活用して、どういうことができるのか検討している。

【上村 麻郁会長】

習志野市だけの話ではないが、子ども達と保護者にとって良いものになるよう引き続きお願いしたい。

ただいまの協議を振り返ると次のような意見があった。

1点目、保育所やこども園、幼稚園等での虐待の実態とどのような対応をしているのか。そして、補助金も含めて、市が行う監査ではどのように実施しているのかの質問があり、市からの回答を得たところである。

2点目、ICTの導入について、保護者との連絡機能を備えた情報システムを導入したということで、実際の運用について説明を受けた。

3点目がショートステイの代替え案ということで、国の方針に基づいて、里親の活用ができるかこれから検討するということであった。

今後の事業実施においては、必要に応じて改善等を図るよう重ねてお願いする。

協議

(2) 習志野市子ども・子育て支援事業計画の中間見直しについて

【こども政策課主幹 新井】

資料6に基づき、中間見直しについて説明。

【上村 麻郁会長】

ただいまの説明に対して意見や質問はあるか。

【鈴木 茜副会長】

ヤングケアラーの把握・促進について、質問させていただきたい。

予防的な観点や早期発見について、学生達も研究や学習に取り組んでおり、保健

師となった際にも展開していけるよう、私どもも教育を行っているところである。

資料4 事業番号74「虐待の予防、早期発見と対策、防止」において、児童生徒アンケートにヤングケアラーの早期発見につながる項目を設定したと説明があった。「発見」は二次予防的な部分になるが、予防という観点で何か新たな取り組みなどをされるのか伺いたい。

また、母親がうつや精神疾患を抱えている家庭の子どものヤングケアラー問題が着目されており、今後、精神科の医療機関や関係機関との連携などの対策を考えているのか伺いたい。

【子育て支援課長 奥井】

アンケートは教育委員会が実施しているもので、児童1人に1台貸与しているタブレットから回答するものである。その取りまとめをしている総合教育センターにおいて、ヤングケアラーに該当し、支援が必要との判断に至ったら、子育て支援課に連絡をいただく体制となっている。

また、予防としての取り組みについては、対応する職員の研修や、自身をヤングケアラーだと思っていない子どもも多いため、リーフレット等を使用した広報・啓発活動もあわせて実施する必要があると考える。

精神科医との連携については、子育て支援課が虐待の対応もしている中で、困難ケースには保護者の精神疾患が関わっているケースも多くある。その観点から、今後、精神科医をスーパーバイザーとして連携することを検討していきたい。

【鈴木 茜副会長】

3世代同居などで高齢の祖父母の介護となると、訪問看護ステーション等と繋がれると良いと思うので、今後、発展していくことを期待する。

【桃原 薫委員】

「放課後児童健全育成事業の必要量と確保方策の見直し」について、谷津南小学校の児童が増えており、奏の杜から通学される児童が増えている中で、学童もまた増えていくのかと不安があったが、この資料を見て安心した。

一方で、例えば令和4年1月に大雪があった際、学校の始業時間は遅くなったが、そもそも大雪でバスの運行が止まり、学校まで辿り着くことが難しかった児童もいたと聞き及んでいるため、学童の方からも、子どもの通学についての後押しがあるとありがたい。

また、14ページの「学校支援ボランティア等の地域の人材や教材などの授業への活用と地域との交流」について、学校支援ボランティアはどのような活動をしていて、さらにどのようなことを支援していただけるかお伺いしたい。

【児童育成課長 仁王】

谷津南小学校の児童数は、奏の杜の関係で大変多くなっている。児童会としては、令和5年4月1日に谷津南第四児童会を設置することで必要量を確保したところである。

通学で利用するバスについては、教育委員会がバス通学に係る費用を負担しているものであり、どのような形が子どものために良いのかを教育委員会と情報交換している。今後も引き続き、児童の通学状況を注視していく。

【社会教育課長 越川】

学校支援ボランティアの活動については、年度初めに活動実施計画書を提出いただくこととなっている。谷津南小学校における例を申し上げますと、読み聞かせや、花壇・プランター、観察池や築山の設備及び維持管理、登校時の交通安全の現場指導や挨拶運動などがある。各学校においても、活動実施計画書を提出いただき、学校支援をされている。

今後、学校支援ボランティアの活動が「地域学校協働本部」に移行していくことになるが、基本的に活動内容は、現状と大きく変わるものではない。学校が必要とする支援を具現化するのが地域学校協働活動であり、地域学校協働本部で、学校が必要とする支援を、地域や保護者の協力を得て実現していくことになる。

【黒木 秀一委員】

1点目、病児保育事業の見直しを行わないとしているが、引き続き、再開に向けての働きかけをお願いしたい。

また、一時預かり事業については、リフレッシュ利用やヤングケアラー問題にも関連してくるが、保護者の精神衛生上、子育てから離れる機会があった方がいい場面もあるため、現状では希望者全てが利用できる状況ではないと認識しているので、拡大をお願いしたい。

また、小学校等も関わってくるが、10年ぶりとなる「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」の結果において、支援を要する子どもは8%以上であった。10年前と比べ増えていることを踏まえた質問となるが、保育所や小学校等に専門職を配置するための予算計上、もしくは研修等での専門性の向上に取り組む予定があるか伺います。

【子育て支援課長 奥井】

現在、休所中の「キッズケアルームなでしこ」については、2ヶ月に1回程度協議をおこない、再開の目途を確認しているが、現状、再開予定は未定である。

理由として、新型コロナウイルス感染拡大の影響により利用者が減少していること、保育士の確保が難しいことを挙げている。今後も、早期再開に向けて協議を行っていく。なお、利用者からの再開を望む声については、済生会習志野病院は特に

受けていないとのことだが、市には8月までに13件ほど問い合わせがあった。

【こども政策課係長 石橋】

一時預かり事業の拡大についてお答えする。

まず、当初計画において事業の拡大計画を定めており、その拡大計画を見直すかの検討にあたり、今回は新型コロナウイルスの影響により、一時預かり事業においても利用控えが見られたことから、計画の修正は行わないこととした。

なお、当初計画にも記載しているが、令和6年度に開設予定の（仮称）向山こども園において一時保育を実施する予定であり、一時保育の拡大については、こちらで対応していきたい。

【こども保育課主幹 松田】

特別な支援を必要とする子どもについては、保育指導委員会を開催しており、学識経験者や専門医、臨床心理士に参加いただき、その子にとって一番良い環境や支援について協議し、その子の状況により個別対応するための職員を配置している。

その他、学級運営支援事業として、こども保育課職員と臨床心理士で各施設に赴き、実際に支援員を配置している子どもの様子の確認や、集団・友達との関わり、その子なりの成長をより伸ばしていくために、どのような支援すべきかを助言している。

そのほか、特別支援研修として、特別支援の専門である大学の先生等を講師に招いた研修を今年度3回、個別対応する支援担当職員を対象とした研修を年3回実施し、それぞれの資質を高めながら、支援の必要な子どもも安心して安全に過ごせるように対応している。

【こども政策課主幹 新井】

小学校等については、本日、担当職員が出席していないため、状況を確認し、後日回答する。

【黒木 秀一委員】

専門性の向上や人員配置には予算が必要であり、現実的にすぐに対応していただけるとは保護者も思っていない。

そこで、10年ほど前から児童福祉法に基づく保育所等訪問支援サービスが始まっている。民間療育支援施設、いわゆる専門性の高いスタッフが小学校や保育所を訪問し、行動観察として直接支援をする事業の受け入れについて、どのような状況なのか。

【こども保育課主幹 松田】

民間療育支援施設からの「集団での様子を見たい」「情報共有したい」等の依頼に

については、保護者からの要望により、受け入れている。

【黒木 秀一委員】

保育所等訪問支援は、月に何回と決まったような形で、子どもの状況に応じた受給者証を使用したサービスであるが、保育所や小学校は受けているという認識でよいか。

【こども保育課主幹 松田】

小学校については、今すぐに回答できない。

今、私の方では公立施設しか把握できていないが、保護者からの希望に応じて、月に一、二回受け入れている施設もある。

【こども政策課主幹 新井】

私立保育施設や小学校の状況を確認し、後日回答する。

【上村 麻郁会長】

調査し、後日回答するということである。

補足をするが、発達に課題や障がいを抱える子どもへの支援だけでなく、保護者への支援も非常に難しい。保護者によっては、「保育所と養育支援施設を並行して通い、普通級に入れたい」、「支援級で個別支援を受けたい」の希望がある中で、保小の連携、幼小の連携が大きな課題となる。継続的な支援が非常に大事で、課を越えた連携や継続性が必要である。

また、実際の保育現場を見ると、要支援児に適切な支援ができていないかと言えば、なかなか難しいと思う。今起きている問題を、他の子に影響が出るから何とかしないといけないと捉えると、現場の保育者の年齢や経験の有無に関係なく、しわ寄せは支援を必要とする子どもに行く。子どもたちは、意外と色々な子がいることを当たり前を受け入れるため、大人がその事態をどう見るかにかかってくると思う。

例えば、なかなか寝ない子を寝かしつけないと思い、寝かし付けを強要した結果、不適切な関わりに繋がっていく。そこで寝なくてもいいという発想が持てるかどうか。アセスメントという部分において、いつもは寝るのに、今日この子が寝ないのはなぜなのか、午前中に何かあったのかという視点がなかなかない。

市において研修を行っているということだが、研修受講の前後で、受講者自身がどう行動変容していくかも合わせて見ないと、貴重な時間の中で研修を受講していただいても受け身で終わってしまう。実際の保育との結びつけまでをサポートしていく必要がある。その辺りの研修における先駆的な取り組みをしているところがあれば、ロールモデルとして提示する方法もある。習志野市は、とても教育・保育に力を入れていると思うので、ぜひ、もう一度研修方法について、見直しをしていただきたい。

【福井 りえ委員】

学校評議員と学校支援ボランティアの二つの制度が変わって拡大されるということで、従事している方々の負担が増えるのではないかと不安がある。活動範囲の拡大やそれに伴う負担についてお聞きしたい。

【社会教育課長 越川】

まず、学校評議員制度が学校運営協議会に変わることで、法律に位置付けられた非常勤の公務員となり報酬が発生する。

また、大きな役割として、「運営方針」の承認や「学校運営」「教職員の任用」について意見を述べるができる。年間4回程度予定する会議において、より良い学校運営についてご意見をいただき、学校が必要とする支援について協議していただく。

学校支援ボランティアコーディネーターにおいても、地域学校協働活動推進員に移行する中で、現在、令和5年度の予算編成中ではあるが、活動に対する一定の謝金等のお支払いを想定している。法律に位置付けられた存在として活動することとなり、対外的にも認められる存在になるということで、大きく活動内容が変わり、負担が増えることはない。

【鈴木 茜副会長】

伴走型相談支援という新規事業の説明があった。

おそらく、子育て包括支援センターの設置に伴い、妊娠届出時に届出者全員の保健師による面接等はすでに実施していると思うが、今後、妊娠後期や産後も面談等をしていくことで、きめ細やかな支援ができるとともに、支援が必要な方をより深く把握できる、とてもいい制度だと思う。

先ほど、資料3の79ページの「養育支援家庭訪問事業」の実績において、令和3年度実績が9世帯、29回の訪問であり、必要量と実績に乖離がないため、見直しは行わないと説明があった。新規事業の開始により、支援が必要な方がより顕在化され、既存事業の対象者がもっと増えることも想定されるが、どのように考えているか。

【子育て支援課長 奥井】

養育支援家庭訪問事業は、特定妊婦に対し出産前から、健康支援課母子保健係と子育て支援課が関わり、概ね1歳までの養育を支える事業であり、伴走型相談支援とは別制度となる。支援対象は、要対協に登録された家庭であることから10世帯前後となる。訪問頻度は、家庭の状況を見ながら定期的に見直しし、次の支援につなげていくものである。

そのほか、母子保健においても乳児家庭全戸訪問事業があり、そちらの方がどちらかというと伴走型相談支援と合わせて全家庭を網羅できると考える。

【健康支援課主幹 児玉】

出産・子育て応援事業は、伴走型支援とその支援後に出産応援ギフトと子育て応援ギフトの申請ができる事業である。

本市では、従前より妊娠届出時に、保健師等が全員と面接している中で、引き続き、しっかり面接していくとともに、出生届が提出された後、生後40日以内の助産師による新生児訪問と生後2か月頃に母子保健推進員の訪問をもって伴走型支援を終了し、経済的支援の申請をしていただく流れを考えている。

また、伴走型支援では、新たに妊娠8か月を節目としている。この時期は、つわり等がなくなり落ち着く時期であること、また産休に入る時期であることから、アンケートで現状を確認した上で、必要な方には地区担当保健師との面接の機会を設けていきたい。

【上村 麻郁会長】

ここまでの協議を振り返ると次のような意見があった。

まず、ヤングケアラーにおいて、予防の取り組み、精神科医療や訪問介護事業等といった専門機関との連携について、今後取り組みの中で検討いただきたい。

次に、病児保育について、コロナの影響もあるが、再開の要望があることからぜひ早期再開をお願いしたい。

次に、一時預かりの拡充について、(仮称)向山こども園の開設により拡充となる旨の回答であったが、実際ニーズを見ながら検討いただきたい。

次に、保育所、幼稚園、小学校等での発達の課題を抱える子ども等への関わりについては、継続的な研修等を含め、子どもたちの成長により良いものにしていただきたい。また、回答を保留した実態の報告をお願いする。

放課後児童会の拡充については、量的な確保だけではなく、質の担保について、関係機関と連携をとりながら進めていただきたい。

次に、学校支援ボランティア等については、様々な計画をされているが、引き続き、子どもたちの学校生活のためにより良いものを作っていただきたい。

次に、学校運営協議会、地域学校協働本部に移行することで、従事している方々の負担についての心配があったが、負担増ではなく、対外的に認められる存在となり、学校運営によりご尽力いただけることになるという回答であった。引き続き、ご支援いただければと思うが、なかなか制度が知られてない。正直、そこまで多くの方が参加されるわけではないが、活動内容を周知していただき、子どもの育ちを皆で支えていけるような、地域との連携が一つ目的だと思うので、取り組んでいただきたい。

最後に伴走型相談支援事業、養育支援訪問事業と、サービスが多くなると救われる保護者も多くなる一方、制度が複雑となるため、きちんと整理をして、届けたいところに支援が届くような形をぜひ考えていただきたい。

このようなご意見があったので、事業計画の見直し案を検討し、次回会議に提案

されるようお願いする。

第7 その他（事務連絡等）

こども政策課主幹 新井より、中間見直しの今後のスケジュールについて、発達支援施策の推進に係る啓発活動について報告・紹介があった。